

広報るもい広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 留萌市まちづくり総合情報誌「るもい」発行規則(平成14年留萌市規則第4号)第5条の規定に基づき、市が発行する広報誌(以下「広報るもい」という。)への広告掲載に関し、留萌市広告掲載要綱(平成19年8月15日市長決裁。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告の掲載位置及び順序)

第2条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定するものとする。

(広告の大きさ、掲載料金)

第3条 広告の大きさ、掲載料金は、別紙広報るもい掲載広告仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、毎年度の2月に実施する。ただし、広告の掲載位置に空きがある場合においては随時募集をするものとする。

(協議)

第5条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
(留萌市広報誌「広報るもい」広告掲載基準の廃止)
- 2 留萌市広報誌「広報るもい」広告掲載基準(平成12年留萌市基準)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。